

岩手県における医療・介護提供体制の構築及び健康づくりの推進に関する
包括的な連携協定書

岩手県（以下「甲」という。）と武田薬品工業株式会社（以下「乙」という。）とは、岩手県内における医療・介護提供体制の構築及び健康づくりの推進に向けた取組を、相互に連携・協力して進めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力を行い、第2条に規定する取組を通じて、岩手県における医療・介護提供体制の構築及び健康づくりの推進を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 医療・介護政策の動向や全国の先進事例等の情報提供に関すること
 - (2) 健康・医療・介護のデータ活用に関すること
 - (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること
- 2 前項の規定による連携・協力の実施時期、実施方法等、具体的な内容については、甲乙間で協議して定めるものとする。
- 3 甲及び乙は、本協定に基づく事業が、乙の製品のプロモーション、その他甲と乙との取引関係を獲得し、維持し、又はそれらの見返りとする目的で実施されるものではないことを確認する。

なお、乙による連携・協力については、リージョナルアクセスコーディネーターによるものとする。

（定期協議）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力の在り方及び相互の役割の明確化その他前条第1項各号に定める事項を効果的に推進するため、本協定に基づき実施した取組及び最新の情報等について、1年間に1回、定期的に協議を行うものとする。なお、当該協議に係る会議の日時、場所、具体的テーマ等については、甲乙間で協議して定めるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討・実施により知り得た相手方の秘密及び個人情報について、目的外に利用し、又は相手方の承諾なしに、第三者に開示、漏

洩してはならない。

(協定の有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から終了の申出がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。尚、更新した場合も最長を令和3年3月31日までとする。

(協定の見直し及び解除)

第6条 甲又は乙が、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙間で協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第7条 甲及び乙は、自己又は自己の役員（取締役、監査役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が、次の各号のいずれにも該当しないこと、及び今後各号のいずれにも該当せず、またいずれかにも該当する行為を行わないことを表明・保証する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下あわせて「反社会的勢力」という。）であること、又は反社会的勢力であったこと（但し、反社会的勢力でなくなつてから5年が経過している場合は除く。）
 - (2) 反社会的勢力と密接な関係を有する（反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係をいい、暴力団周辺者や共生者等であること、すなわち、反社会的勢力に協力し、又は反社会的勢力を利用する関係にあることを含むがこれらに限られない。）こと、又は有していたこと（但し、当該密接な関係が解消されてから5年が経過している場合は除く。）
 - (3) 反社会的勢力に協力若しくは関与していること、又は経営に反社会的勢力が関与していること
 - (4) 相手方当事者に対して、直接又は第三者を介して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、その他これらに準ずる行為を行うこと
 - (5) 直接又は第三者を介して、相手方当事者についての風説を流布し又は相手方当事者に対して偽計若しくは威力を用いて、信用を毀損し又は業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行うこと
 - (6) 反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと
2. 甲及び乙は、前項に対する違反が判明した場合、又は違反が生じるおそれがある場

合、直ちにその旨を相手当事者に書面で報告するものとする。

3. 甲及び乙は、相手当事者が前二項の規定に違反したときは、第6条の規定にかかわらず、何ら催告することなく、相手当事者に対する書面通知をもって直ちに本協定を解除することができる。

4. 前項による解除権の行使は、解除当事者による相手当事者への損害賠償の請求を妨げない。また解除当事者は、解除権の行使により相手当事者に生じた損害を賠償する責を負わない。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年6月5日

甲 岩手県盛岡市内丸10-1
岩手県保健福祉部

部長 野原 勝

乙 東京都中央区日本橋本町2丁目1番1号
武田薬品工業株式会社
医療政策・アクセス統括部

部長

岩下 圭二